

(別紙2)

認証商品を活用した加工食品等における大阪産（もん）名品認証マーク使用について

1 認証マークの表示

- ・大阪産（もん）名品認証制度実施要領細則第2条に定める認証マークを使用すること
- ・「大阪産（もん）名品〇〇使用」と明記し、〇〇の部分に使用する認証商品の商品名を記載すること

2 認証マークの使用条件


- (1) 認証商品の仕入先や数量等の追跡調査ができること
- (2) 加工食品等に含まれる原材料のうち、使用する認証商品の品目において認証商品以外の原材料を原則として含まないこと
- (3) 加工食品等の主たる原材料が認証商品であるか、商品名等の呼称に活用する認証商品の品目名が含まれていること

■使用例

使用例1 「〇〇羊羹」と「△△カステラ」を使用した「**シベリア」
表示ラベルへの記載

**シベリア	
名称	
原材料名	
保存方法	
製造者	

本商品は、大阪産（もん）名品の「〇〇羊羹」と「△△カステラ」を使用しています




使用例2 「〇〇黒糖」を使用した「黒糖ロールケーキ」
メニューへの記載

メニュー

黒糖ロールケーキ

大阪産（もん）名品「〇〇黒糖」使用



使用例3 「□□ソース」を使用した「焼きそば」
のぼりの掲示、メニューへの表示

メニュー

□□ソースやきそば

大阪産（もん）名品「□□ソース」使用

